平成２７年（フ）第７８号
栃木県足利市迫間町461番地、前住所埼玉県さいたま市桜区西堀９丁目14番１―502号
債務者　堀江　　寛
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第８１３２号
埼玉県朝霞市仲町２丁目４―１―203
債務者　近藤　　勝
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１３３号
埼玉県朝霞市仲町２丁目４―１―203
債務者　近藤ますみ
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１３４号
埼玉県朝霞市仲町２丁目４―１―203
債務者　近藤　美緒
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１８４号
神奈川県相模原市南区相武台団地１丁目１―８―37
債務者　手代木泰葉
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１９号
岡山県倉敷市児島駅前２丁目10番地　２Ｆ、旧住所岡山県倉敷市児島味野城２丁目11番22号
債務者　大江　良子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０号
大分県速見郡日出町大字真那井2484番地１
債務者　三浦　保秀
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
長崎県佐世保市花高１丁目19番６号、前住所長崎県佐世保市有福町4177番地８
債務者　川島正一郎
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
長崎県佐世保市花高１丁目19番６号、前住所長崎県佐世保市有福町4177番地８
債務者　川島　伸子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
愛知県西尾市桜町奥新田20番地４　キャッスルハイツ西尾桜町407号
債務者　榊原　寛子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月19日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
栃木県小山市駅南町５丁目20番８号　セジュール藤Ａ棟102号、従前の住所茨城県結城市大字結城7135番地　ポポゆうき201
債務者　船田　千明
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第３４３号
栃木県宇都宮市清原台５丁目32番12号　ソル・ヴィエント203号室、住民票上の住所栃木県那須塩原市材木町２番45号
債務者　薄葉　　進
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３７号
静岡市清水区神田町17番21号　サンコーポ神田町Ｂ棟201号
債務者　前嶋由季子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第９０６号
福岡市早良区野芥６丁目９番28号
破産者　森　　雄貴
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７８７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲87番地６
破産者　蘭　功太郎
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部